

農業土木工事の技術基準の一部改定(平成26年4月1日)

別紙1

基準名	ページ	編章節条枝番	項目等	訂正内容	備考
5出来形管理基準及び規格値	P1-197	第13編	2-3-2	水路トンネル覆工の巻厚測定位置に関する記述を追加	別紙2

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
13	水路工編	2	3	1	トンネル支保工	幅 Bタイプ b	-0
						幅 C, Dタイプ b	-40
						間隔 ℓ	±75
13	水路工編	2	3	2	トンネル覆工	基準高 V	±50
						幅 B	-40
						巻厚 T	-0
						高さ H	-40
						中心線のズレ e	±100 ±150
						直線部 曲線部	±100 ±150
施工延長 150m 未満	-0.1% -150						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>間隔、幅は全基礎について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建て込み直後及び覆工前の2回とする。</p>		<p>破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途に定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参照する。</p>
<p>1. 基準高、厚さ、幅、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において40mにつき1箇所、②③④において80mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は40mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>※覆工厚が単一である1円弧ほろ型の水路トンネルについては、上記2の(イ)、(ロ)及び(ハ)の測定を右図に示す①～④の各点で測定する。</p>		